

随意契約理由書

件名	こども園アーティスト派遣委託業務
契約の相手方	荒島 智子
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
随意契約理由	<p>当該業務は、令和 4 年度に市立栄町こども園にアーティストを派遣し、園児たちにさまざまなアート活動をしてもらうことで、非認知能力の形成を促すことを目的とした事業です。</p> <p>アーティスト活動だけではなく、幼児教育に精通していなければ、園児たちの興味や好奇心を最大限に引き出し、目的達成に結び付けていくことができません。</p> <p>荒島智子氏は、事業立ち上げとなった前年度より講師として本事業に関わっていただいております、大阪教育大学大学院芸術文化専攻を修了し、アートを通じてひと・こと・ものが出会い、そこから新たな見方やつながりが生まれる場としてもものづくりワークショップ”にちようおやこ”を運営するほか、こども博物館キッズプラザ大阪でプランナーを務め、大学や施設での特別講義等も行っており、その経歴と実績は本業務に最も適任です。</p> <p>そのため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、随意契約を行うものです。</p>
備考	